氷見市耐震改修促進計画

平成22年3月策定

(平成30年4月改定)

(令和2年3月修正)

(令和5年3月一部改定)

富山県氷見市

目 次

- 第1章 計画の目的と位置付け
 - 1 計画の目的
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画期間
 - 4 計画改定の背景等
 - 5 想定される地震の規模・被害の状況
- 第2章 耐震化の現状及び目標
 - 1 住宅の耐震化の現状
 - 2 建築物の耐震化の現状
 - 3 耐震化の目標
- 第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策
 - 1 耐震化の取り組み基本方針
 - 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援
 - 3 大地震に備えた事前対策の推進
 - 4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等
- 第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等
 - 1 相談体制の充実
 - 2 リーフレットや耐震改修工事事例集の配布等、啓発活動の実施
 - 3 氷見市ゆれやすさマップを活用した啓発活動
 - 4 リフォームにあわせた耐震改修の推進
 - 5 自主防災組織との連携・取り組みの支援
- 第5章 耐震化を促進するための指導や助言等に関する事項
 - 1 所管行政庁との連携
 - 2 関係団体との連携

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入(昭和 56 年 6 月)される以前の建築物の耐震化を図ることにより、市民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策と して、県と連携しつつ耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的 な枠組みを定めることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)、国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)及び富山県耐震改修促進計画に基づき、氷見市耐震改修促進計画を策定するものです。また、本計画は氷見市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置づけられるもので、「氷見市地域防災計画」と整合を図ります。

3 計画期間

本計画は、平成29年度から令和7年度の9年間とし、令和7年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景等

(1) 計画改定の経緯

耐震改修促進法では、都道府県において耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、富山県では「富山県耐震改修促進計画」を平成19年4月に策定、平成28年10月に改定及び令和4年3月に一部改定しました。

上記の背景を考慮し、耐震化率の現状等をふまえ、平成30年4月に改定した「氷

見市耐震改修促進計画」を見直すものです。

(2) 耐震改修促進法施行令の改定

耐震改修促進法施行令及び基本方針が改正され、平成31年1月1日に施行されました。改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震改修促進法施行令第4条の通行障害建築物に、建物に付属する組積造の塀が追加された。【耐震改修促進法施行令】
- ・耐震診断義務付け対象建築物について、令和7年度を目途とする耐震化率の目標を 設定すべきとされた。【基本方針】

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 県内の活断層と地震

今後、本県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害 対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防・応急・復旧対策をたてる上で前提 条件となり、防災関係機関が対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、市民 の震災対策に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は地形、地質、地盤等の自然条件や、都市部の密集度合等の 社会的条件によって大きく変化することに留意し、市内の活断層や過去の地震被害等 を把握するとともに、地震被害の想定に基づく震災対策を推進する必要があります。

(2) 本市域内及び周辺の活断層について

断層とは、ある面を境に両面のずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代で言う第四紀(約180万年前から現在の間)において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

活断層は地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震(根尾谷断層)、1995年の兵庫県南部地震(野島断層)の震源としても知られるように、地震の発生源となりうる断層であり、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が進められつつあります。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会 (以下「地震調査研究推進本部」)において、活動間隔や次の地震の発生可能性等(場所、規模、発生確率)を評価し、随時公表しています。現在公表されている市に関連する県内外の活断層については、次のとおりです。

- ① 跡津川断層帯
- ② 牛首断層帯
- ③ 魚津断層帯
- ④ 砺波平野断層带西部
- ⑤ 砺波平野断層帯東部
- ⑥ 呉羽山断層帯
- ⑦ 庄川断層帯
- ⑧ 邑知潟断層帯
- ⑨ 森本・富樫断層帯

(3) 過去の地震

本県に関係する歴史地震は、表1 (「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」) のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は、 本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計545回(2022年10月末現在)であり、そのうち震度4以上を記録した地震は10回しかなく、富山県は全国的にも地震の少ない県といえます。(表2 「震度4以上を記録した地震一覧」参照)

なお、津波被害に関しては、近年記録がなく、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨石が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表1:富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の 大きかった地域	マグニチュード	県内の被害	県内の 震度
863(貞観 5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正 13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	5~6
1662 (寛文 2)	(琵琶湖付近)	7. 25~7. 6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	5
1668 (寛文 8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永 4)	宝永地震	8. 4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	5~6
1858 (安政 5)	飛越地震	7.0~7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	5~6
"	(大町付近)	5. 7		_

※ 上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改定版】」(宇佐美龍夫、1996年) において 1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表2:震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害状況	県内の震度
1933 (昭和 8)	石川県能登地方	6. 0	傷者 2、氷見で土	伏木 4
			砂崩れ、亀裂	
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7. 9	不明	富山 4
1948 (昭和 23)	福井県嶺北	7. 1	西部で被害	富山 4
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6. 5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993 (平成 5)	石川県能登地方	6. 6	非住家、水路、た	富山、伏木 4
			め池に被害	
2000 (平成 12)	石川県西方沖	6. 2	被害なし	小矢部 4
2007 (平成 19)	能登半島沖	6. 9	重傷 1、軽傷 12、	富山、氷見、滑川、小矢部、射
			非住家一部損壊	水、舟橋 5 弱
			5	高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、
				上市、立山、入善、朝日4
2007 (平成 19)	新潟県上中越沖	6. 8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013 (平成 25)	石川県加賀地方	4. 2	被害なし	小矢部 4
2020 (令和 2)	石川県能登地方	5. 5	軽傷 2	氷見、富山、舟橋 4

※ 「理科年表」(国立天文台、平成 13 年) 及び「富山県気象災異史」(富山県地方気象台、富山県、昭和 45 年) 及び「気象庁震度データベース検索」等による。

(4) 被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本市に影響を 及ぼすおそれのある地震は跡津川断層を始めとする大規模な活断層による内陸の直 下型地震が考えられ、富山県の推定結果によれば、本市から約 40km 離れている跡津 川断層が動いた場合でも、本市域では震度 5 程度の分布が想定されています。

被害の想定については、富山県耐震改修促進計画の中で跡津川断層地震、呉羽山断層地震、法林寺断層地震、砺波平野断層帯西部地震、森本・冨樫断層帯地震、邑知潟断層帯地震について予測されており(本市における呉羽山断層帯地震発生時の被害想定については表3を参照)、令和3年11月に見直しされた「氷見市地域防災計画」に

おいて最も人的被害が大きいと想定されている邑知潟断層帯地震での想定被害の概要は表4のとおりです。これは一定の条件(震度、季節、時間など)を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば予想値も異なるので、その前提のもとに取り扱う必要があります。

表3:本市における呉羽山断層帯地震発生時の被害想定

		項目				·····································	予測数		
物	建	被署	害項	ĪΕ	富山	山県	氷見	市.	
物的被害	建物被害	全建物現況		记(棟)		783, 741		34, 637	
害	害	14.400	刍	≧ 壊(棟)		85, 392		2, 704	
		地盤の	긕	⊭ 壊(棟)		263, 482		11, 394	
		揺れ	初	按害率(%)		27. 7		24. 3	
		ነሱ ፅሞ ሌ	4	È 壊(棟)		4, 887		147	
		地盤の	늭	⊭ 壊 (棟)		9, 841		414	
		液状化	初	按害率(%)		1. 3		1. 0	
		会版创业	4	≧ 壊(棟)		145		75	
		急傾斜地崩壊	4	⊭ 壊(棟)		429		201	
		用 ′衣	初	捜害率(%)		0. 05		0. 5	
			4	È 壊(棟)		90, 424		2, 926	
		合計	4	⊭ 壊(棟)	273, 752		12, 009		
			初	捜害率(%)		29. 05	25. 8		
				È 壊(棟)		101		0	
		火災・延焼	븩	⊭ 壊(棟)		3, 610		0	
			合 計(棟)		3, 711			0	
	建	物屋外付帯物の	の落下(棟)		37, 390			776	
	ブロ・	ック塀等の倒壊		現況(件)		170, 020		6, 879	
	7 1	フノ 赤寺の 国塚	Σ.	倒壊(件)		29, 726		877	
	白動	販売機の転倒		現況(件)		82, 158		3, 740	
	口到	マスプロリスペン ギム (主)		倒壊(件)		3, 057		112	
	死	現況人口(人	.)			1, 089, 434		51, 368	
的被害	傷者	被害項目			死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	
吉		建物の倒壊((人)		4, 036	19, 956	96	1, 473	
		急傾斜地崩壊	崩壊(人)		8	10	5	6	
		火災・延焼((人)		213	512	0	0	
		ブロック塀等	の1	到壊(人)	17	424	0	5	
		自動販売機の	転	到(人)	0	3	0	0	
		建物屋外付带	物(の落下(人)	0	53	0	0	
		合計 (人)			4, 274	20, 958	101	1, 484	

^{※ 「}氷見市地域防災計画」による。

表4:本市における邑知潟断層帯地震発生時の被害想定

			富山県	氷見市
物的被害	建物	全壊(棟)	76, 375	19, 322
		半壊(棟)	80, 982	8, 135
	火災・延焼	(棟)	834	245
	落下物	(棟)	37, 363	13, 616
	ブロック塀	等 (件)	5, 438	1, 968
	自動販売機	(件)	0	0
人的被害	死者	(人)	3, 087	862
	負傷者	(人)	18, 416	3, 365

^{※ 「}氷見市地域防災計画」による。(想定地震:ケース2)

第2章 耐震化の現状及び目標

1 住宅の耐震化の現状

市内の住宅総戸数は約 15,850 戸であり、この内で、一定の耐震性が確保された(※ 1) と思われる住宅戸数は約 10,231 戸と推計され、耐震化率は約 64%です。

表5:住宅の耐震化率

			जर हो अ) 左	平成 25	左	平成 30 4	-
			平成 20	-				
		調査結果	果 (※2)	調査結果	(※2)	調査結果(※ 3)	
住宅総	談数		15, 850	戸	15, 770	戸	15, 850	戸
	S	56 以前建築物	8, 620	戸	7, 510	戸	7, 177	戸
	ī	耐震性不十分	7, 509	戸	6, 564	戸	5, 619	戸
	ī	対震性あり	8, 341	戸	9, 206	戸	10, 231	戸
	ī	· 耐震化率	53	%	58	%	64	%
内訳	木道	造戸建て住宅	14, 910	戸	15, 230	戸	14, 270	戸
		S56 以前建築物	8, 500	戸	7, 440	戸	7, 027	戸
		耐震性不十分	7, 480	戸	6, 547	戸	5, 529	戸
		耐震性あり	7, 430	戸	8, 683	戸	8, 741	戸
		耐震化率	50	%	57	%	61	%
	共同	司住宅及びその他の住宅	940	戸	540	戸	1, 580	戸
		S56 以前建築物	120	戸	70	戸	150	戸
		耐震性不十分	29	戸	17	戸	90	戸
		耐震性あり	911	戸	523	戸	1, 490	戸
		耐震化率	97	%	97	%	94	%

- (※1) 本計画において、建築基準法の構造規定が大幅に改正された 1981 年 (昭和 56 年) の基準 (新耐震基準) と同程度以上の耐震性を有するものを「一定の耐震性が確保された」または「耐震性あり」、有しないものを「耐震性が不十分」または「耐震性なし」と記載する。
- (※2) 国土交通省の推計に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅等の約 24%が、耐震性が不十分であると推計
- (※3) 昭和56年以前建築の一定の耐震性が確保されていると思われる住宅の割合は国土交通省の推計方法等に準じて算出。なお、H30調査では推計方法が見直され、平成20~30年の住宅・土地統計調査から得られる、平成16~30年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合とされた。

2 建築物の耐震化の現状

(1) 公共特定建築物の耐震化の現状

本市に位置する特定建築物(※)の総数は、62 棟であり、この内、昭和56 年以前に建てられた施設は29 棟です。この中で、耐震性が不十分であると思われる施設(耐震診断未実施建物を含む)は6 棟で、耐震化率は約90%です。

(※) 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物

表6-1:公共特定建築物の耐震化の現状

	市有特定	定建築物		077	077										
	用	途	益①=②+③	昭和57年以降の建築物②	昭和56年以前の建築物③	耐震診断未実施建物④	診断中⑤	耐震診断実施建物	耐震診断実施率	耐震性有	耐震性 無	耐震改修済	未改修⑥	⑦=①- (④+⑤+⑥) ※耐震性有りの建築物数	耐震化率⑦/①
I	被災時に 拠点とな る施設及 び救護施 設	市役所、消防 署、その他こ れらに類する 公益上必要な 建築物、病院	7	4	3	0	0	3	100%	1	2	1	1	6	86%
	住民の避	 1. 小学校、 中学校 	40	19	21	0	0	21	100%	4	17	17	0	40	100%
	難所等として使用	2. 保育所、幼稚園	1	0	1	0	0	1	100%	0	1	0	1	0	0%
П	される施設及び要	3. 体育館、 運動施設	2	2	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	2	100%
	援護者施 設	4. その他社 会福祉センタ 一等	1	0	1	0	0	1	100%	0	1	0	1	0	Ο%
Ш	比較的滞 在時間の 長い施設	市営住宅	6	4	2	2	0	0	0%	0	0	0	0	4	67%
IV	多くの市 民が集ま る集客施 設	集会所	3	2	1	0	0	1	100%	0	1	0	1	2	67%
v	その他の特定建築物	駐車場、その他	2	2	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	2	100%
		合計	62	33	29	2	0	27	93%	5	22	18	4	56	90%

(2) 民間特定建築物の耐震化の現状

民間特定建築物の総数は 64 棟であり、この内、昭和 56 年以前に建てられた施設は 18 棟です。この中で、耐震診断を行っていない施設は 17 棟であり、早急な耐震診断 が必要です。

表6-2:民間特定建築物の耐震化の現状

種別		昭和 57 年		年以前 の数	耐震化率
		建築の数	耐震性あり	耐震性 不十分	侧 法 化平
	Α	В	С	D	E= (B+C) /A
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設					
庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な 施設、病院、診療所等	5	5	0	0	100%
2. 住民の避難所等として使用される施設 及び要援護者施設	14	12	1	1	93%
幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、 体育施設、社会福祉施設等	14	12	•	•	33 N
3. 比較的滞在時間の長い施設	25	18	4	3	88%
ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿等					
4. 多くの市民が集まる集客施設	3	2	0	1	67%
劇場、展示場、図書館、集会所、店舗等	Ů	-	Ů		3778
5. その他の多数の者が利用する建築物	17	9	4	4	76%
事務所、工場、自動車車庫等					
合計	64	46	9	9	86%

[※] 耐震診断未実施の棟については、国土交通省の推計による施設用途ごとの耐震化率を採用し、推計。

庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の多数の者が利用する建築物:49.6%

病院: 42.1% 学校施設: 29.6% 社会福祉施設: 44.6% ホテル、旅館: 35.8% 賃貸住宅、寄宿舎等: 76.0% 店舗等: 47.8%

3 耐震化の目標

(1) 県の目標

「富山県耐震改修促進計画(令和4年3月一部改定)」によれば、平成30年度の県全体の住宅の現状耐震化率は約80%となっており、県はこの耐震化率を10%伸ばし、令和7年度末までに90%とすることを目標に掲げています。

また、同計画によれば、令和元年度の県全体の多数の者が利用する建築物の現状耐 震化率は 90%となっており、県はこの耐震化率を 5%伸ばし、令和 7 年度末までに 95%とすることを目標に掲げています。

(2) 住宅・特定建築物の耐震化の目標

本市では、これまでの耐震化率の推移や、世帯分離の進行により耐震性が不十分な住宅の建替えが進んでいない状況が今後も続くことなどを踏まえ、国の基本方針や富山県耐震改修促進計画を考慮し、令和7年度までの地震被害の半減化等に向けた目標設定を、住宅は現状の64%から80%に、特定建築物は現状の88%を95%とします。

表7:耐震化の現状と目標

	住宅	特定建築物
現状 (H30)	6 4 %	88%
耐震化の目標 (R7)	80%	95%

庁舎等では、地震災害時において、被害情報収集や災害対策指示等がおこなわれ、 また病院等では災害による負傷者の治療が、学校等は避難場所として活用されるなど、 多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることが想定できます。

このため利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設として機能確保の観点から、非木造で2階建て以上又は200㎡超の建物の耐震化を促すとともに、今後、整備プログラムの策定を行い、計画的に耐震化の促進に取り組むものとします。

(3) 種別ごとの耐震化の目標

令和7年度末の各種別の耐震化の目標については、表8のとおりとします。

表8:種別ごとの耐震化の目標

種別	令和 4 年度 (推計)	令和 7 年度
1 被災時に拠点となる	92%	100%
施設及び救護施設	1	0
2 住民の避難所等とし	95%	100%
て使用される施設及 び要援護者施設	3	0
3 比較的滞在時間の長	84%	90%
い施設	5	3
4 多くの市民が集まる	67%	100%
集客施設	2	0
5 7 0 14 0 H ウ油笠 Ha	79%	84%
5 その他の特定建築物	4	3
=1	88%	95%
計	15	6

※ 上段:耐震化率/下段:耐震性なしの棟数

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取り組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が 所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に 対する安全性が確保されていない住宅・建築物全でについて、耐震診断及び必要に応 じて耐震改修の努力義務が課せられました。

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。このことから「自らの生命・財産は、自分で守る。」ことを防災の基本とし、意識して取り組むことができるよう環境整備を行う必要があります。

本市として、耐震化に取り組む所有者等に対しできる限り支援する観点から、建築物の地震対策に関する支援事業等を充実し、国や県との連携を図り、耐震診断・耐震改修の促進、耐震化への様々な施策を実施するよう努めるものとします。また、住宅の耐震化については、緊急的に促進するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき取り組みます。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが 基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域 の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。 特に要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基 づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 県と市の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努め、市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ① 県計画、市町村計画の改定
- ② 耐震化支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

- ⑤ 空き家状況の定期的な調査
- ⑥ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政 と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

特に、富山県住宅耐震化促進協議会の(以下「協議会」という。)の構成員として、協議会の活動を通じて、住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発や相談会、講習会の開催等により、より効果的な耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

氷見市は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に 関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置 の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

※ 本項に記載されている事業に関して特記ある場合を除き、支援、融資、税制いずれも令和4年12月現在の制度

表9:耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	7	対象	内	容	補助	
尹未位	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業(県)	0		0		0	
木造住宅耐震改修支援事業	0			0	0	
住みよい家づくり資金融資制度	0					0
(県)						O
住宅・建築物安全ストック形成		C	0			
事業)				

(1) 住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

富山県では、平成 15 年度より耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、県から委託を受けた(一社)富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

表10:木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	申込者負担	補助率	
・木造一戸建てで、2 階建て以下 のもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着 エして建てられたもの	延べ面積 280 ㎡以下 " 延べ面積 280 ㎡を超える	図面有 2,000 円 図面無 4,000 円 図面有 3,000 円	県 約9割
・在来軸組工法によるもの	<i>"</i>	図面無 6,000円	
〇問合せ先:(一社)富山県建築士	上事務所協会		

②木造住宅耐震支援制度

平成 17 年度より耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1 住宅あたりの延べ面積が全国 1 位 (平成 30 年住宅・土地統計調査)である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした部分的な改修への支援を平成 26 年度から、段階的に行う改修への支援を令和元年度から行っています。

また、避難路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去・建替 えに対しても補助金を交付し、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活 動を可能にすることで街路の耐震安全性を向上させます(令和5年度~令和7年度実 施予定)。

表11:木造住宅耐震改修等支援事業の制度概要

対象工事 <mark>概要</mark>	補助金額	補助率
【木造住宅耐震改修】		
以下の4つのメニューのいずれかに該当する工事		[4/5]
I 建物全体(1 階+2 階)を Iw 値 1.0 以上に改修	限度額	県 2/5
Ⅱ1階の主要居室(寝室・居間等)だけを Iw値 1.5以上に改修	100 万円	市 2/5
Ⅲ1 階(全体) だけを Iw 値 1.0 以上に改修		113 2/3
IV建物全体を Iw値 0.7 以上に簡易改修		
【危険コンクリートブロック塀等撤去・建替】		
対象避難路:以下を除く、住宅から避難場所(氷見市地域防		
災計画(資料編)3-10で定める避難場所)へ通じる道路	限度額	[2/3]
・避難場所に向けて誰も通らない箇所	I 10 万円	県 1/3
・当該塀との間に幅 90 cm超の水路がある箇所	Ⅱ 15 万円	市 1/3
対象工事: I 塀撤去		
Ⅱ 塀撤去・建替え		

〇問合せ先: 氷見市建設部都市計画課

③住みよい家づくり資金融資制度(県融資制度)

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

表12:住みよい家づくり資金融資制度の概要

融資額	融資利率	償還期間
500 万円以内	1.6~1.9%(固定金利)	15 年以内

〇申込み先: 県内各金融機関

〇問合せ先: (一財) 富山県建築住宅センター

④木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断 実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあた り、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の 耐震化のために必要な施策について検討します。

⑤住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

戸別訪問による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や耐震診断支援を 行った住宅に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取り組み等、住宅の 耐震化を総合的に支援する仕組みを、社会資本整備総合交付金要綱に基づく住宅耐震 化緊急促進アクションプログラムとして位置づけ、市のホームページに年度ごとに公 表することとします。

表13:氷見市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(抜粋)

事業種類	事業内容
① 住宅所有者に対する	・計画的な宛名入りダイレクトメールを送付する。
直接的な耐震化促進	
② 耐震診断実施者に	・前年度以前に耐震診断実施済み、または戸別訪問を実施し
対する耐震化促進	た所有者の意向を確認し必要に応じ補助制度の説明を行う。
	・耐震診断を行う所有者に対し、診断完了時に所有者の意向
	を確認し必要に応じて補助制度の説明を行う。
	・市が支援する耐震改修工事に対する現場見学会を開催し、
	県と連携し、耐震診断実施者に対し案内を行うとともに、耐

	震改修工事の理解を深めていただく。
③ 改修事業者の	・名古屋工業大学高度防災工学センターによる「安価な工
技術力向上等	法」の普及・啓発や、富山県とともに耐震診断・改修工事技
	術者向けに、技術力向上やコスト縮減のための研修を実施す
	న 。
	・富山県において耐震改修事業者リストを作成し公表する。
④ 一般市民への	・市広報で、「住宅の耐震改修に対する説明会」の開催依頼
周知啓発	を自治会などの団体毎で募集し、市職員による耐震会の必要
	性や補助制度の説明を行う。
	・庁舎や出先機関にリーフレットを設置し、耐震化の必要性
	の周知を図る。
	・インターネットにより補助制度の紹介。
	・市広報に補助制度を掲載し啓発を行う。

[※] 上表は、社会資本整備総合交付金要綱に基づく住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを一部抜粋したものです。

(2) 建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断<mark>義務付け対象建築物</mark>の所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

表14:国の建築物耐震対策緊急促進事業(要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援)の概要

対象事業	対象 <mark>建築物</mark>	補助率	
		[5/6]	
補強設計	要緊急安全確認大規模建築物	国 1/2	
		地方自治体 1/3	
	災害時の活用等の協定を市町	[44.8%]	
=1.7-1.16	村と締結する不特定多数が利		
耐震改修	用する要緊急安全確認大規模	国 1/3	
	建築物	地方自治体 11.5%	
〇問合せ先:氷見市建設部都市計画課			

②多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言・指導のもと、国 の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

表15:国の建築物耐震対策緊急促進事業(避難場所等となる建築物の耐震化支援)の概要

対象事業	対象建築物	補助率		
耐震診断	避難所等であり、災害時に重要な機能	[2/3]		
耐震補強	を果たす建築物等	国 1/3		
制度補短	を未たり建業物等	地方公共団体 1/3		
	で	[23%]		
	避難場所等の天井、エレベーター、エ	国 11.5%		
	スカレーター	地方公共団体 11.5%		
耐震改修		[23% (2/3)]		
	避難所等であり、災害時に重要な機能	国 11.5% (1/3)		
	を果たす建築物等	地方公共団体 11.5%(1/3)		
		()は対象が避難所の場合		
〇問合せ先::	〇問合せ先:氷見市建設部都市計画課			

表16:国の住宅・建築物安全ストック形成事業(耐震改修事業)の概要

対象事業	対象	補助率		
	災害時に重要な機能を果たす建築物	[23%]		
耐震改修	等、天井、エレベーター、エスカレー	国 11.5%		
	ター	地方公共団体 11.5%		
ブロック塀		[2/3]		
	避難所沿道等に存するブロック塀等	国 1/3		
の安全確保		地方公共団体 1/3		
〇問合せ先:	〇問合せ先: 氷見市建設部都市計画課			

(3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①住宅ローン減税等

住宅の取得又は既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金を有する場合に所得 税額等から控除等を受けることができます。

※ 条件、対象限度額等は財務省、国税庁等のホームページを参照

②住宅金融支援機構による融資制度

表17:住宅金融支援機構による融資制度

対象	商品名	金利 他
個人向け	リフォーム融資	・耐震改修工事または耐震補強工事を行うために
	(耐震改修工事)	必要な資金に対する融資
		・満 60 歳以上の方は「高齢者向け返済特例

		(※)」の利用が可能
		※毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が全員亡くなられ
		た際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅及び土
		地) の売却等により返済
	リ・バース 60	・住宅金融支援機構と提携している民間金融機関
		が提供する満60歳以上の方向けの住宅ローン
		・毎月の支払いは利息のみで、元金は申請者が全
		員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済
		か、担保物件(住宅及び土地)の売却により返済
		・「住宅の建設・購入」、「住宅のリフォーム」等の
		資金使途で利用可能
マンション		
管理組合·	マンション共有部	・共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事など
区分所有者	分リフォーム融資	の工事費用が対象となる融資
向け		

※ 制度の詳細、金利等は住宅金融支援機構のホームページ参照

3 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

耐震改修促進法第6条では、「各市町村が当該区域内の市町村の区域内の建築物の 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める」とされています。 氷見市でも以下のような対策の推進を行います。

① 屋根ふき材、外装材、窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止対策 大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、屋根ふき材や外装材、 外壁、窓ガラス、屋外看板などの損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時の建築物からの落下物による建築物の使用者や通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。特に、建築物の敷地に余裕がない市街地や通学路等の建築物について、落下防止対策の実施状況を把握すると共に、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

② エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

平成17年7月の千葉県北西部地震では、首都圏のエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる事故が多数発生し問題となりました。このことからエレベーターの

所有者・管理者に対しては、地震時に最寄り階に自動的に停止する装置(地震時管制 運転装置)の設置を指導するとともに、市民らにはエレベーターの運行方法や閉じ込 められた場合の対処方法等について助言及び周知の徹底を図ります。

③ 天井等の落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定されることから、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促します。

また、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

④ 家具の転倒防止対策

地震災害時には、家具等の転倒により人的被害が数多く発生しています。このため、 建築物の耐震化の促進とともに、家具等の転倒防止の推進は重要な課題です。

また、家具等の収容物の散乱により避難経路が遮断され、非難・救援活動に支障が 生じる可能性があります。平成8年2月に気象庁が発表した震度階級関連解説表で は、震度5強でタンスなどの重い家具が倒れることがあると予測されています。本市 では、家具の転倒防止について、広報等を活用し、周知を図ります。

⑤ 感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災原因の多くが電気に関するものとされており、設定値以上の震度の火災発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーは有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し、対策を推進します。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、付属設備等の危険性を判定するため『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保に努めます。また、判定時に連絡調整の役割を果たす、判定コーディネーターの養成や避難施設の優先的な判定体制の整備など、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めます。

(3) 応急仮設住宅の供給体制整備

大規模な地震が発生した際に、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅を供給する体制を整備します。応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会への協力要請や、敷地整備に関して(一社)富山県建設業協会との連携体制構築について検討

します。

(4) 倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

その除却等を適切に進めるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき特定空家等(※)への措置等に取り組みます。

また、空き家が放置されないよう、県や不動産等の関係団体と定期的な情報交換を 行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に 取り組みます。

(※) 特定空家等:「空家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上 危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等

(5) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

本市では急傾斜地危険区域等の土砂災害危険箇所において、砂防設備、地すべり防 止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底 及び適切な土地利用の誘導等、土砂の災害危険箇所の予防措置に努めます。

地震時における崖地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、 崖地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある 区域に所存する住宅については、その移転促進を図ることによって地震に伴う崖崩れ 等による住宅の災害防止を図ります。

(6) 土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時に崖崩れ等の災害が発生するおそれのある土砂災害特別警戒区域 内の住宅について、土砂災害に対して安全な構造とする改修工事や防護壁を設置する 所有者等に対し、国の支援制度を活用し、補助・助成する事業に対して助言・支援な どを行います。

4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

(1) 要緊急安全確認大規模建築物(※1) について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えができるよう、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

(2) 防災拠点施設(※2) について

防災拠点施設(大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物)として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる(1/3 から 2/5 へ)メリットがあります。

このため、県では市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠 点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるとしているものを県計画 にて指定することとしていますが、現時点で指定している施設はありません。今後は 国の補助制度の活用を前提に、指定について検討します。

(3) 避難路沿道建築物

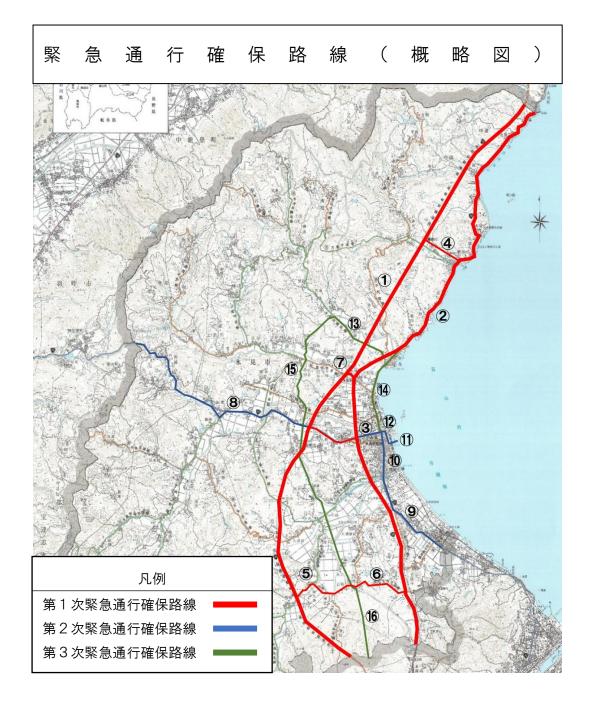
県計画に置いて、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、富山県が道路整備率日本一である状況などをふまえた結果、その沿道建築物(組積造の塀を含む)について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はないとしています。市としても県同様の判断に基づき耐震診断を義務付等する避難路として指定する必要のある路線はありません。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の、緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資輸送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局を始めとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

(※1)耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

(※2) 耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物



① 第1次緊急通行確保路線

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道、一般国道(指定区間)、一般国道と自動車インターチェンジ及び輸送拠点を結ぶ幹線道路

② 第2次緊急通行確保路線

第1次路線とネットワークを構成し、市町村対策本部、警察署、消防署等の市町村の防災活動 拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

③ 第3次緊急通行確保路線

上記路線を相互に補完する幹線道路

◆第1次緊急通行確保路線

路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数
① 能越自動車道	_	_	_	2
② 国道 160 号	_	_	_	4
③ 国道 415 号	氷見市大野	氷見市幸町	1. 6	2
④ 主要地方道万尾脇方線	氷見市宇波	氷見市脇方	1. 1	2
⑤ 主要地方道氷見惣領志雄線	氷見市惣領	氷見市飯久保	0.8	2
⑥ 一般県道仏生寺太田線	氷見市飯久保	氷見市上田子	3. 8	2
⑦ 一般県道鹿西氷見線	氷見市稲積	氷見市稲積	0. 4	2
		合計	7. 7	

◆第2次緊急通行確保路線

路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数
⑧ 国道 415 号	氷見市熊無	氷見市大野	8. 6	2
⑨ 国道 415 号	氷見市幸町	氷見市島尾	6. 3	2
⑩ 一般県道氷見港氷見停車	氷見市比美町	氷見市中央町	0. 5	2
場線				
① 氷見漁港臨港道路	氷見市比美町	氷見市比美町	0. 3	2
① 市道新町漁港線	氷見市中央町	氷見市中央町	0. 1	2
		合計	15. 8	

◆第3次緊急通行確保路線

路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数
③ 主要地方道氷見田鶴浜線	氷見市阿尾	氷見市森寺	2. 5	2
14 一般県道薮田下田子線	氷見市阿尾	氷見市中央町	3. 7	2
15 市道北八代堀田線	氷見市森寺	氷見市堀田	10. 5	2
16 市道堀田五十里線	氷見市堀田	氷見市堀田	2. 7	2
		合計	19. 4	

上記各表中「一」は、当該路線が県内外を結ぶ広域的な緊急通行確保路線であるとの位置づけから、市内での 起終点を限定していません。

(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおり特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



表18:認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ペい
(法第 17 条)	率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がや
	むを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限
	は適用されません。
建築物の地震に対す	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保さ
る安全性の認定(法第	れている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを
22 条)	建築物等に表示することができます。
区分所有建築物の耐	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マ
震改修の必要性に係	ンション等) は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更
る認定 (法第25条)	する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各 1/2 超に
	緩和(区分所有法の特例で、特例が無い場合は 3/4 以上)

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」をいう。

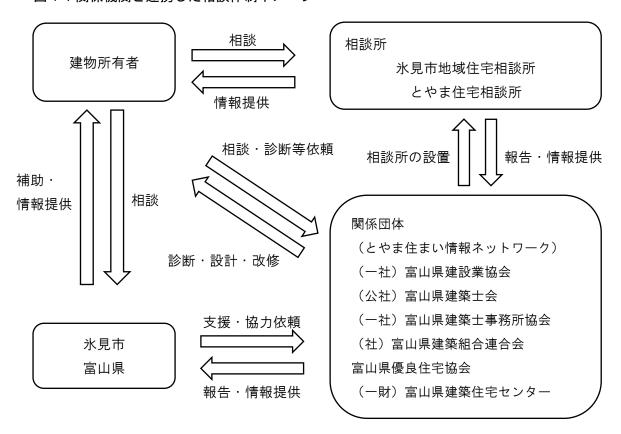
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 相談体制の充実

建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進に向けての普及啓発に努めます。また、建築関係団体で構成しているとやま住まい情報ネットワーク(※)が設置している「とやま住宅相談所」や地域住宅相談所の「氷見市地域住宅相談所」を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、住民へ建築物の耐震診断 及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることや建築関係団体へも耐震化へ向 けての普及啓発活動を促進します。

図1:関係機関と連携した相談体制イメージ



(※) とやま住まい情報ネットワークとは、(社) 富山県建設業協会、(社) 富山県建築士会、(社) 富山県建築士事務所協会、富山県優良住宅協会及び(財) 富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅 課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅 相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 リーフレットや耐震改修工事事例集の配布等、啓発活動の実施

(1) リーフレット等の配布や適切な情報提供

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・ 改修で安全な住まい!』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での街頭 普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会で配布しており、市もその啓発活 動に協力します。

(2) ホームページの充実と広報誌等の活用

市は、県と協力し、ホームページ、広報ひみなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を市民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

(3) 講習会等の開催支援

自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民 に説明する出前講座等が県主体で実施されることに合わせ、その開催を支援し、普及 啓発を図ります。また、総合防災訓練などの機会にも耐震化についての相談窓口を設 置された際には、市民に周知する活動を支援し、普及啓発を図ります。

3 氷見市ゆれやすさマップを活用した啓発活動

住宅・建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者 又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することが出来るよう、氷見市ゆれやすさ マップ等を活用した普及啓発活動等に取り組みます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

市及び県の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談会等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性とともに安全性の確保(耐震化)が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームに合わせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知すると共に、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知に努めます。

また、平成28年4月1日に施行された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関

する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、県 産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行い ます。

5 自主防災組織との連携・取り組みの支援

耐震改修の促進には、住民の耐震化への意識向上が必要不可欠であり、災害時の避難や消化活動では、まず各地区に組織された自主防災組織による取り組みが最も重要となります。

このため、各地区の自主防災組織の防災活動を支援し、地域における防災力の向上を促進します。

さらに、地域の特性に応じた耐震化の取り組みを進めるために、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握や、避難場所までの危険箇所の点検、要支援者の情報把握など地震災害を未然に防止する活動を推進します。

第5章 耐震化を促進するための指導や助言等に関する事項

1 所管行政庁との連携

本市は、所管行政庁である県と連携を密にし情報の共有を図り、耐震改修促進法に 規定する特定建築物の耐震化の促進に努めます。なお、情報の共有にあたっては、県 及び市町村の建築行政担当者(耐震担当者)で構成する「富山県耐震改修支援事業担 当者連絡会議」や特定行政庁等で構成する「富山県建築行政会議」を活用します。

2 関係団体との連携

氷見市は県及び建築関係団体と連携して、市民が適切に耐震化に取り組めるよう努めます。また、設計事務所・施行業者等が、耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し、建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会等を開催します。

関係団体においては、会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努めます。また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談だけでなく、助成制度等の情報提供を行います。

市担当者は、県の関係課と連絡を密にし、耐震化へ向けた国の施策等を十分理解し、 所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組むものとします。

また、地域防災体制の整備の観点から、災害に強いまちづくりが重要であり、自主 防災組織や自治会等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等の恐れがあ る危険な建築物の把握や、災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検など、 協力を要請すると共に地震災害を未然に防止する活動を連携して行います。

資料編

<参考資料>

関連: P8 (表 5)

(1) 国の耐震化率の算出方法(平成20年及び25年調査結果について)

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅及び 多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方針として、以下が示されて います。

① 耐震化率の算出方法

これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記のようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推進し、耐震化率を推計する方針です。

<住宅>

- ・戸建て住宅・・・12%
- ・共同住宅・・・76%

<特定建築物>

- ・学校 · ・・29.8%
- ・病院・診療所 ・・・42.1%
- ・社会福祉施設 ・・・44.6%
- ・ホテル・旅館等・・・35.8%
- ・店舗・百貨店 ・・・47.8%
- ・賃貸共同住宅 ・・・76.0%
- ・その他・・・49.6%

(2) 民間特定建築物の耐震化の現状 根拠

民間特定建築物の耐震化の現状について、詳細は下記のとおりです。

【令和4年度】

	全棟数	昭和 57 年以降 の棟数	昭和 56 年以前の棟数				
種別			耐震性 有り	耐診未施	施設用途ごとの 耐震化率から推計した耐震性有 りの棟数	施設用途ごとの 耐震化率から推計した耐震性無 しの棟数	
	Α	В	С	D	E	F	
1 被災時に拠点とな る施設及び救護施設	5	5	0	0	0	0	
2 住民の避難所等と して使用される施設及 び要援護者施設	14	12	0	2	1 (※1)	1 (※1)	
3 比較的滞在時間の 長い施設	25	18	1	6	3 ^(%2)	3 ^(%2)	
4 多くの市民が集まる 集客施設	3	2	0	1	0(%3)	1 (%3)	
5 その他の特定建築物	17	9	0	8	4 ^(‰4)	4 ^(‰4)	
合計	64	46	0	18	9	9	

耐震診断未実施の棟については、国土交通省の推計による施設用途ごとの耐震化率を採用し推計。

- (※1) 保育園 2 (棟) ×49.6%=0.99≒1 (棟)
- (※2) ①ホテル、旅館 3 (棟) ×35.8%=1.07≒1 (棟)
 - ②賃貸共同住宅等 3 (棟) ×76.0%=2.28≒2 (棟)
 - 1+2=3 (π)
- (※3) 店舗等 1 (棟) ×47.8%=0.47≒0 (棟)
- (※4) 事務所 8 (棟) ×49.6%=3.96≒4 (棟)

関連:P13(表8)

(3) 現状と目標の根拠

特定建築物の種別ごとの耐震化の目標について、詳細は下記のとおりです。

【令和4年度(推計)】

種別		昭和 57 年	昭和 56 年以前の 棟数		耐震化率
		以降の	耐震性	耐震性	M) 10 +
		棟数	あり	不十分	
		В	С	D	E=(B+C)/A
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設		9	2	1	92%
2 住民の避難所等として使用される施設及び 要援護者施設		33	22	3	95%
3 比較的滞在時間の長い施設	31	22	4	5	84%
4 多くの市民が集まる集客施設		4	0	2	67%
5 その他の特定建築物	19	11	4	4	79%
合計	126	79	32	15	88%

【令和7年度目標】

種別		昭和 57年 以降の	昭和 56 年以前の 棟数 耐震性 耐震性		耐震化率
		棟数	あり	不十分	
		В	С	D	E=(B+C)/A
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設	12	9	3	0	100%
2 住民の避難所等として使用される施設及び 要援護者施設	58	33	25	0	100%
3 比較的滞在時間の長い施設	31	22	6	3	90%
4 多くの市民が集まる集客施設	6	4	2	0	100%
5 その他の特定建築物	19	11	5	3	84%
合計	126	79	41	6	95%